

知らないと怖い！同一労働同一賃金への対応 ～トラブルを回避し、社員も納得する賃金制度とは～

いよいよ2020年4月（中小企業は2021年4月）から「同一労働同一賃金」が施行されます！場合によっては、手当や賞与も含めた賃金体系の見直しや、評価・賃金制度の構築なども必要になります。

本セミナーでは、施行日までに具体的にどのような準備をすればよいのか、社会保険労務士が分かりやすくお伝えします。

■ 講演内容（予定）

- ① 同一労働同一賃金とは？
- ② 手当、賞与、退職金はどうなる？（最新判例より）
- ③ 派遣社員はどう変わる？
- ④ 給与制度はどう構築したよいか？
- ⑤ 同一労働同一賃金に対応する助成金は？



■ 日 時 2020年2月14日（金）14時00分～16時00分

■ 会 場 川崎市産業振興会館 第3研修室

川崎市幸区堀川町66-20（京急川崎徒歩7分、JR川崎徒歩8分）

■ 講 師 特定社会保険労務士 牧村 博一

■ 定 員 30名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■ 相談会 セミナー終了後、ご希望の方に個別相談会を開催します

■ 参加費 無料

■ 申 込 FAX：020-4622-2314（切らずにそのまま送信してください）

※受講券は発行いたしません。当日は本状をご持参ください。

■ 問合せ TEL：044-201-9104 たかはし社会保険労務士事務所（佐藤・高橋）

▼ 切り取らずにFAXしてください ▼ FAX:020-4622-2314

| | | | |
|--------|---------------------------|------|--|
| 貴社名 | | 業種 | |
| 所在地 | | 従業員数 | |
| 参加者① | | 役職 | |
| 参加者② | | 役職 | |
| 参加者③ | | 役職 | |
| TEL | | FAX | |
| E-MAIL | | | |
| 相談会 | 希望する ・ 希望しない ・ セミナー受講後に決定 | | |

※FAXが上手く送信できない場合は、電話でお申し込みください（044-201-9104）